

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《神戸リゾートサービス株式会社》

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ①使用料の割引制度の承認を得るべきもの 有料公園の使用料減免については、神戸市都市公園条例，同条例施行規則，同条例施行細目に定めがあり，割引制度は，条例施行規則第８条に定める減免事由「市長が特別の理由があると認めた場合」に該当しなければ，割引を行うことができない。 しかし，ハーブ園では，協定書等に割引制度についての定めがないにもかかわらず，市の承認を得ずに，割引されている事例があった。 使用料の割引については，市の承認に基づいて行うべきである。	現状，未承認となっている使用料減免案件については，速やかに市と協議し承認を得るとともに，毎年度提出の事業計画書においても全ての減免案件を掲載するなど，再発防止に向け，減免ルールの徹底に努めていく。	措置方針